

令和4年度第4回上越市男女共同参画審議会 次第

と き 令和5年2月21日(火)

午後2時00分～

ところ 上越市役所第1庁舎4階401会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 上越市第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度事業実績(見込み)について
- (2) 上越市第4次男女共同参画基本計画の策定について
 - ・パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方 など
- (3) その他

4 閉 会

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度取組実績（見込み）【総括表】
…女性活躍推進に関連する重点目標

施策の分野【2】	基本目標【6】	重点目標【17】	施策の方向【35】	事業数	
I 男女が等しく参画するための社会環境整備	1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：8 ▶ 事業数：20	(1) 男女共同参画についての理解の促進	①広報などを通じた継続的啓発活動の推進 ②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	重複1 3 1	
		(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施 ②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	5 2	
		(3) 男性にとっての男女共同参画の推進	①男性における男女共同参画の意義の理解促進 ②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	1 2	
		(4) 子どもへの意識啓発の推進	①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底 ②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	3 3	
	2 男女共同参画を実践できる環境づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：9 ▶ 事業数：31	(1) 労働環境の見直しの推進	①ワーク・ライフ・バランスの浸透 ②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進 ③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	4 4 1	
		(2) 子育て、介護への支援の充実	①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 ②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	6 1	
		(3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援	①女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及啓発 ②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	2 9	
		(4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	①生活困窮者の自立促進の支援 ②ひとり親家庭等への支援の充実	1 2	
	3 女性が活躍できる社会づくり ▶ 重点目標：3 ▶ 施策の方向：6 ▶ 事業数：15	(1) 女性の能力発揮への支援	①女性の人材育成に向けた各種講座の開催 ②女性の再就職への支援	3 3	
		(2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進	①女性人材の情報収集、整備、提供 ②女性の参画情報の調査、公表	重複1 2 重複1 2	
		(3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進 ②女性職員の積極的な登用	重複1 3 2	
		(1) 男女共同参画推進センターの充実	①男女共同参画に関する情報発信の強化 ②市民や活動団体への支援	重複1 3 2	
	4 推進体制の整備 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：17	(2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	①市職員への研修会の実施 ②男女共同参画の考え方に基いた施策の推進	4 重複1 8	
		II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援	1 暴力を許さない社会づくり ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：8	(1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発	①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発 ②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発
	(2) 相談窓口の充実			①女性相談事業の充実 ②その他相談機関との連携	2 3
	2 被害者等への支援 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：6		(1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進 ②被害者への安全確保のための情報提供	1 3
			(2) 自立への支援	①生活再建の支援 ②同伴者への支援	1 1
	合計（重複登載分を除く合計）				93

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度取組実績(見込み)について

分野 I 男女が等しく参画するための社会環境整備

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (1) 男女共同参画についての理解の促進

施策の方向	第3次基本計画				担当課		
	事業内容	事業計画	令和4年度(見込み)				
			目標	取組実績			
①広報などを通じた継続的啓発活動の推進	市役所での男女共同参画に関する情報提供と啓発	市役所市民課ロビー及び市民プラザ男女共同参画推進センターにおいて、センターの取組や講座情報、各種団体の情報などを適宜分かりやすく工夫しながら配置し、市民向けに情報提供する。	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、より分かりやすく適時適切に情報提供する。	男女共同参画に関する情報の継続的な提供により、市民への意識啓発を図った。 ～男女共同参画週間(6月)、女性に対する暴力の防止(11月)、図書コーナーの利用促進など	男女共同参画推進センター		
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※ I-4-(1)-①と重複	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 (数値目標:年4回(6、9、12、3月)発行)	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進めた。(年4回・町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させた。			
	男女共同参画に係る図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースの設置	男女共同参画に係る図書・参考資料等を閲覧・貸与するスペースを設ける。	引き続き、職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進する。	職員図書室に専用のスペースを設け、図書・参考資料等を陳列することにより、職員への啓発を推進した。	人事課		
②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	男女共同参画の基本的知識の周知	男女共同参画の基本的知識の周知を目的とした講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識について理解を深めてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座全体で7講座以上)	男女共同参画推進センター講座を開催し、男女共同参画の基本的知識の周知を図った。 ・センター登録団体委託:7講座 ・(公財)新潟県女性財団との共催・協力開催:各1講座 ※センター講座については、センター登録団体とのヒアリングを行い、男女共同参画の効果的な周知啓発を図った。	男女共同参画推進センター		

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度取組実績(見込み)について

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の方向	第3次基本計画		令和4年度(見込み)		担当課		
	事業内容	事業計画	目標	取組実績			
①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域や団体から申し込みを受け、人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催	地域等で人権啓発DVDを上映する地域人権懇談会を開催し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深める。(数値目標:7回開催)	・民生委員児童委員協議会や、事業所等で人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を開催し、参加者の男女共同参画の意義などについて、関心や理解を深めた。 ・開催実績:7回(見込み)	人権・同和对策室		
	地域において男女共同参画を応援していただける人材の育成	男女共同参画サポーターを対象に、地域へ男女共同参画の輪を広げていくための研修会及び懇談会を開催する。	研修会・懇談会を通じてサポーター自身の知識を高めながら、男女共同参画の輪を広げてもらえるような環境を整える。(数値目標:懇談会・研修会を計4回以上開催)	・男女共同参画サポーターを対象に、研修会及び懇談会を開催したほか、各種講座参加者等に対しサポーターの登録を呼びかけ、人材の育成及び確保に努めた。	男女共同参画推進センター		
	保護者への啓発方法や連携方法を工夫する。	保護者に啓発する。	男女共同参画への理解を深めるために、各学校が男女平等教育の授業を年1回以上公開する。	年間計画に男女平等教育の授業を位置付け、授業参観日等に保護者や地域の方々へ男女平等教育等の授業を年1回以上公開するように校長会を通じて指導した。	学校教育課		
	小学校を会場に、人権を考える講話会を開催	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を開催する。	差別のない明るい社会を実現するため、人権を考える講話会を17小学校区で開催する。	16小学校区で人権を考える講話会を開催し、啓発を進めた。	社会教育課		
	地域等に向けた男女共同参画の意識啓発	地域等に向けた男女共同参画の啓発活動や出前講座(講師の派遣)を開催する。	地域における男女共同参画の啓発活動として、地域住民や町内会などが開催する勉強会や研修会などに講師を派遣する出前講座の実施を通じて、市民への意識浸透を図る。(数値目標:出前講座全体で18講座以上)	男女共同参画出前講座を開催し市民への意識浸透を図った。 (企業や学校などが開催する男女共同参画に関する勉強会・研修会などに講師を派遣) ・開催実績:7講座(見込み)	男女共同参画推進センター		
②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施	性別に関係なく、消防団員の入団を促進する	出初式、商業施設、新しい社会人を励ますつどい会場などで実施する入団促進活動に合わせて、市民へ消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知する。	消防団の活動は女性も参加・活躍できることを周知し、男性に限った活動ではない旨を市民へ意識啓発する。(数値目標:周知実施 2回以上)	出初式、商業施設、イベント会場などで消防団員の入団促進活動に合わせて、啓発チラシの配付等を行い、消防団活動は性別に関係なく活躍できることを周知した。	危機管理課		
	固定的性別役割分担意識解消に関する意識啓発	固定的性別役割分担意識解消をテーマとする講座の開催や、情報提供を行う。	講座の開催や情報提供を通じて、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消に向けた意識醸成を図る。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上、情報紙への記事掲載1回以上)	・固定的性別役割分担意識解消をテーマに取り入れた講座の開催、及び、情報紙の発行を通じた情報提供により意識啓発を図った。(センター講座:4講座、情報紙への記事掲載2回)	男女共同参画推進センター		

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度取組実績(見込み)について

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標 (3) 男性にとっての男女共同参画の推進

施策の方向	第3次基本計画		令和4年度(見込み)		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	
①男性における男女共同参画の意義の理解促進	男性に向けた男女共同参画の意識啓発	情報紙に、男性に向けた男女共同参画の意識啓発記事を掲載する。	情報紙に男性に向けた啓発記事を掲載し、男女共同参画の意義などについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:1回以上掲載)	男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」に男性向け啓発情報を掲載し(6/25号、12/25号)、理解促進を図った。	男女共同参画推進センター
②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	父子手帳の配布及びすくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布すると共に、すくすく赤ちゃんセミナーにおける意識啓発を行う。	すくすく赤ちゃんセミナーでは、父親の育児参加と家族ぐるみの健康づくりに関する内容を盛り込み、夫婦で参加しやすいよう土日開催を継続する。妊娠届出時において、父子手帳の配布を通し、父親の育児参加について啓発を行う。	・すくすく赤ちゃんセミナーを土日開催し、父親にも参加しやすい体制を整えた。 2回目年間18回(全30回)、3回目年間18回(全42回)、 ・妊娠届出時やセミナーにおいて父子手帳の活用を促すことにより、父親への意識啓発を行った。	健康づくり推進課
	男性の家庭生活、子育てへの参画促進のための意識啓発	男性の家庭生活、子育てへの参画の促進に向けた講座を開催する。	講座の開催を通じて、家庭生活や、子育てへの参画促進のきっかけづくりを図る。(数値目標:センター講座1講座以上)	「男性の家庭生活、子育てへの参画の促進」をテーマに取り入れた講座の開催(センター講座:3講座)により意識啓発を図った。	男女共同参画推進センター

基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
重点目標 (4) 子どもへの意識啓発の推進

施策の方向	第3次基本計画		令和4年度(見込み)		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	
①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底	乳幼児期からの男女平等の意識の啓発と情報の提供	保育所保育指針に基づき、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施する。	園行事における選曲や児童の役割分担を決める際は、男女の分け隔てなく行うとともに、日々の保育についても「男の子らしさ、女の子らしさ」といった固定的な考えを持たないように配慮しながら援助する。	子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮しながら、保育を実施した。	保育課
	担当者の中核とした男女平等教育の推進	園内研修会を計画的に実施する。	男女平等教育の推進のために、年間2回以上男女平等教育を含む人権教育、同和教育の園内研修会を行う。	年間計画に基づき、男女平等教育に関する研修会を実施するように幼稚園を指導した。	学校教育課
	男女平等教育の全体計画に基づいた授業実践	全体計画に基づいて確実に授業実践を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき、各教科領域で指導するとともに、年一回以上男女平等教育の授業を行う。	男女平等教育の全体計画に基づき授業実践が行われるように各学校を指導した。	
②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	担当者の中核とした男女平等教育の推進	校内研修会を計画的に実施する。	男女平等教育に関する意識啓発を図るために、男女共同参画推進担当者、人権教育担当者が、校外の研修に年間1回以上参加し、その成果を確実に伝達する。	担当者が校外の男女平等教育に関する研修に参加するよう、各学校に指導した。	男女共同参画推進センター
	各学校における教育関係者の男女平等教育推進状況アンケート調査の実施	学校における男女平等教育の現状と進捗状況を提示することにより、教育関係者の意識啓発を図る。	男女平等教育推進状況アンケートを年1回以上実施し、現状と進捗状況を明らかにし、教育関係者の意識を高める。	男女平等教育推進状況アンケートを実施させ、その結果を学校評価に生かすよう、各学校に指導した。	
	「男女平等」をテーマとする意識啓発	講座の開催や、「男女平等」に関連する情報の提供を通じて意識啓発を図る。	講座の開催や情報提供を通じて、「男女平等」に関する理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	「男女平等」をテーマとする講座の開催(センター講座:2講座)、及び、国・県、関係団体、男女共同参画推進センターからの関連情報の提供を通して意識啓発を図った。	

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度取組実績(見込み)について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (1) 労働環境の見直しの推進

施策の方向	第3次基本計画		令和4年度(見込み)		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	
①ワーク・ライフ・バランスの浸透	こころの健康づくりや自殺予防のための基盤整備を推進	地域での自殺予防対策の推進 関係機関等とのネットワークの強化を図り、包括的な自殺予防対策の基盤整備を推進し、自殺者の減少を目指す。 こころの健康サポートセンターでの相談	行政機関の各部署や地域の関係機関と連携しながら自殺リスクのある人を早期に発見できるよう努めるとともに、精神保健や自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発を図る。	すこやかにくらし包括支援センターや健康づくり推進課において、こころの相談に対応し、適切な支援につなげた。 自殺予防対策連携会議において関係機関との情報共有等を行ったほか、自殺予防研修会を実施し、地域における自殺予防対策を推進した。	すこやかにくらし包括支援センター 健康づくり推進課
	事業者等へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	事業者等に対する意識啓発のための広報誌やホームページによる周知	職場環境の改善に向けて、ワーク・ライフ・バランス等の講座を開催し定員の7割以上の参加を目指す。	広報誌や市ホームページへ掲載するとともに事業所へのチラシの配布により周知及び働きかけを行うほか、事業所向けの講座を開催し意識啓発を図った。 広報じょうえつ11月号で、ワークライフバランスの取組を行う企業や補助制度等を紹介し、意識啓発を図った。	産業政策課
	仕事と育児・介護の両立のための情報提供	関係機関と連携し、情報提供を行う。	仕事と育児・介護の両立について、適切な理解や実施が進むよう定期的な情報提供を行う。	市のホームページで仕事と育児・介護の両立についての情報等を掲載し、広く周知を行った。 育児介護休業法の改正に合わせ、セミナーを実施したほか、広報じょうえつ11月号で改正内容を広く周知した。	
	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスや職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。 (数値目標: センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座の開催(センター講座:1講座、出前講座:1団体)により意識啓発を図った。	男女共同参画推進センター
②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進	新潟労働局、新潟県、関係機関等の行う労働環境を向上させる取組の啓発、情報提供	事業や制度を効果的に周知するための広報誌やホームページへの掲載及びポスターの貼り出しやチラシの配置	労働環境の改善に向けて、定期的な情報提供を行う。	関係機関が実施する取組や制度について、市ホームページ等を利用して広く周知し、労働環境の改善を進めた。	産業政策課
	育児・介護休業法に規定された努力事項実施事業者に対し、建設工事の入札参加資格者の格付けのための総合評点に加点を行う。	建設工事入札参加資格者が、育児・介護休業法に規定された努力事項に取り組んでいる場合、入札参加者の格付けに際し当該事業者の総合評点へ加点を行う。	市が発注する建設工事の入札参加資格に男女共同参画の視点を加点し、育児・介護休業法に規定される努力事項の取組促進を図る。	市ホームページで入札契約制度の概要を掲載し、育児・介護休業法に規定された努力事項実施に対する加点制度を周知した。	契約検査課
	家族経営協定締結による女性農業者の経営参画の推進	農業委員会だよりに家族経営協定を周知する記事を掲載する。 協定締結の意義を農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	家族経営協定について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに協定に関する記事を掲載したほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて協定締結の意義を伝え、女性農業者の経営参画に取り組んだ。	農業委員会事務局
農業者年金加入による女性農業者の老後の経済基盤の強化	農業委員会だよりに農業者年金を周知する記事を掲載する。 農業者年金加入のメリットを農業委員・農地利用最適化推進委員の相談活動を通じて伝える。	農業者年金について、周知を一層すすめる。	農業委員会だよりに農業者年金に関する記事を掲載したほか、農業委員・農地利用最適化推進委員が相談活動を通じて農業者年金加入のメリットを伝え、女性農業者の老後の経済基盤の強化に取り組んだ。		
③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	職場におけるあらゆるハラスメント防止に関する意識啓発	職場におけるあらゆるハラスメント防止意識浸透のための講座を開催する。	センター講座や出前講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。 (数値目標: センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	職場におけるあらゆるハラスメント防止をテーマに取り入れた講座の開催(出前講座:1団体)により意識啓発を図った。	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度取組実績(見込み)について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
重点目標 (2) 子育て、介護への支援の充実

施策の方向	第3次基本計画		令和4年度(見込み)		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	
① 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実	(事業名)子育てセミナー、ベビー健康プラザ (目的)子育てに関する知識の習得や育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進する。	・子育てセミナーを開催 ・ベビー健康プラザを開催	・子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感の緩和を図る。 ・乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。	子育てセミナー(年10回)、ベビー健康プラザ(年12回)の開催により、子育ての不安感や孤立感の緩和、子育てに関する知識の普及を図った。	こども課
	(事業名)ファミリーサポートセンター運営事業 (目的)地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する	新規の提供会員数を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介する。	新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	依頼会員からのニーズに対応できるように提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげた。 また、7月から軽度病児・病後児の預かり及び送迎を実施した。	
	放課後児童クラブにおいて、共働き家庭が増加する中、子育てと就労の両立支援のため、昼間保護者のいない小学校1年～6年生を有償で預かり、児童の健全育成を図る。	・学校と連携を図りながら、児童クラブの環境改善に努める(クラブ担当教員や教育補助員との連携、利用人数に応じたクラブ室スペースの確保、支援を必要とする児童への対応等)。 ・指導員の資質向上(専門相談員の配置、研修会の充実) ・小規模クラブ、未開設校への対応	引続き、「上越市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、適切かつ効果的な運営場所の確保、支援員及び補助員の配置を行うとともに、運営を担う支援員等の資質向上を図る。	・学校外で開設している児童クラブを学校内への移転に向け学校や関係機関との調整を行うほか、学校内での調整が困難な場合には、学校近隣の公共施設や民間施設の借上げにて調整を行い、協議が整い次第学校内への移転を行った。 ・支援員等研修会を年2回以上行い、支援員等の資質向上を図った。	学校教育課
	児童の保育を実施するとともに、児童の受入態勢を整備し、待機児童数ゼロを維持する。	保育園の再配置等に係る計画に基づき公立保育園の整備を行い、児童受入れ体制を整えるとともに職員の適切な配置も検討する。	増加傾向にある未満児の保育ニーズに対応するため、児童の受入態勢を整備して、引き続き待機児童ゼロを維持する。	未満児保育における職員の適切な配置や児童増への職員配置を行い、待機児童ゼロを維持した。	保育課
	・学校と連携を図りながら、児童クラブの環境改善に努める(クラブ担当教員や教育補助員との連携、利用人数に応じたクラブ室スペースの確保、支援を必要とする児童への対応等)。 ・支援員の資質向上(専門相談員の配置、研修会の充実) ・小規模クラブ、未開設校への対応	上越市保育園のあり方検討委員会から提出された意見書に基づき、子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整える。	子育て支援機能の充実を図るための職員体制を整え、各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズに対応する。	各種特別保育事業を実施し、保護者の就労形態や子どもの発達、家庭状況等による多様な保育ニーズや育児不安の解消を図った。	
	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った子育てと仕事の両立等のポイントなどについて理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った子育て支援をテーマに取り入れた講座の開催(センター講座:3講座)により意識啓発を図った。	男女共同参画推進センター
② 男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する意識啓発	男女共同参画の視点に立った介護支援に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、男女共同参画の視点に立った介護支援の意義や重要性について理解を深めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	男女共同参画の視点に立った介護支援をテーマに取り入れた講座の開催(県女性財団共催講座:1講座)により意識啓発を図った。	

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度取組実績(見込み)について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援

施策の方向	第3次基本計画				担当課
	事業内容	事業計画	令和4年度(見込み)		
			目標	取組実績	
①女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及啓発	女性の性と生殖に関する健康と権利に関する普及啓発及び生涯を通じた健康保持	女性の性と生殖に関する健康と権利及び生涯を通じた健康保持に関する講座を開催する。	講座の開催を通じて、性と生殖に関する健康と権利について理解と認知を高めてもらう機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	女性の性と生殖に関する健康と権利及び健康保持をテーマに取り入れた講座の開催(センター講座:1講座)により普及啓発を図った。	男女共同参画推進センター
	保健体育の授業(「心身の機能の発達と健康」「健康な生活と疾病の予防」)及び保健指導において、性に関する正しい知識を指導する。	各校園ごとに性に関する指導の全体計画を作成し、「性に関する指導」を年間計画に位置付け実施する。	各校園における「性に関する指導」の実施率90%以上を目指す。	性に関する指導の全体計画に基づき、命や性に関する指導を確実に実施するよう学校に指導した。	学校教育課
②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	健康づくりリーダー・食生活改善推進員・運動普及推進員の合同研修会での啓発活動	健康づくり推進活動チーム研修会において女性の健康づくりについて啓発する。	女性の健康づくりへの意識向上と行動変容を目的に、健康づくり推進活動チーム研修会、食生活改善推進員、運動普及推進員の研修会において女性の健康づくりを含む生涯を通じた健康づくりについて啓発を行う。	健康づくり推進活動チーム研修会、及び、食生活改善推進員、運動普及推進員研修会を開催し、女性に対し生涯を通じた健康保持への支援を行った。	健康づくり推進課
	子宮頸がんや乳がんの女性特有のがんを早期に発見するためがん検診を実施する。	・子宮頸がん検診:20歳以上の女性を対象に実施 ・乳がん検診:40歳以上の女性を対象に実施 ・検診会場にて乳がんの自己触診方法について健康教育を実施	上越市の死亡原因の第1位である「がん」の予防のための情報提供と各種がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結び付け、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。 子宮頸がんと乳がんの検診受診者及び受診率を前年度より増加させる。	・受診勧奨 ・インターネット予約 ・無料クーポン券配布 子宮頸がん検診(21歳のみ) 乳がん検診(41歳のみ) ・土曜日・日曜日健診の実施	
	妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、妊娠中の健康管理及び女性の健康の保持・増進を図る。	・妊婦一般健康診査:妊娠届出を行った市民を対象に受診票を交付する ・公費負担回数:14回	・妊婦一般健康診査費用の公費負担を継続し、妊婦が必要な健診を受診し健康管理を行うことにより、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができるようにする。 ・産婦健康診査において、産後うつ病スクリーニングを実施し、支援が必要な産婦を把握する。	・妊婦一般健康診査公費負担14回、及び、妊娠届出時における受診勧奨を行い、女性の健康の保持・増進を図った。 ・産婦健康診査を公費負担(1回分)するとともに産後うつ病のスクリーニングを行うことにより支援が必要な産婦を把握し、必要な支援につなげた。	

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度取組実績(見込み)について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援

施策の方向	第3次基本計画		令和4年度(見込み)		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	
②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	実施主体をスポーツ協会等とし、女性の関心が高く、参加しやすい教室等を開催し、女性の健康増進・体力維持の機会を提供する。	実施主体をスポーツ協会等とし、広報上越等に教室情報を掲載し、周知を図る。	・性差に関係なく参加しやすい各種教室の開催 ・市ホームページを通じた画像・動画による運動情報の発信	・広報上越に教室情報を掲載して周知を図り、事業の実施を支援することにより、女性の健康増進・体力維持の機会と環境を提供した。 ・市ホームページを通じて画像・動画による運動情報を発信した。	スポーツ推進課
	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。 (産前・産後ヘルパー派遣事業)	・派遣期間:妊娠中及び産後16週以内で、60時間を限度とする。(多胎児の場合は妊娠中及び産後1年以内、70時間を限度) ・派遣内容:家事援助、兄姉の世話、乳児の世話、母親への支援 ・委託先:上越市社会福祉協議会他市内2事業所	関係医療機関や母子保健事業等において事業内容の周知を図ることにより、必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。	母子保健事業における周知、及び、産科医療機関及び関係団体への制度説明の実施により制度の適切な利用を促進した。	健康づくり推進課
	「たばこと健康」に関する情報提供を行い、禁煙への意識の向上を目指す。女性自身の喫煙や受動喫煙による女性(妊婦含む)の健康被害について啓発する。	・母子健康手帳交付時やすくすく赤ちゃんセミナー参加者に対して、禁煙・受動喫煙防止についての資料を配付。 ・健診受診者のうち、喫煙する者に喫煙による影響についての資料を配付。 ・広報誌等で喫煙及び受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。	たばこと健康についての正しい知識の普及・啓発に努め、たばこの害から市民の健康を守り、クリーンな環境の整備に努める。	・妊産婦喫煙防止(母子手帳交付、3か月健診において妊産婦等に対して、禁煙に向けた指導を行う。)、未成年者喫煙防止、受動喫煙防止に基づき、健康被害の啓発を進めた。	
	助産師による女性の健康相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	電話及び来所による健康相談室の開設 ・月・木・金 午前9:30～11:30 ・金 午後18:30～20:30(祝祭日除く、電話相談のみ)	相談先を周知し、健康相談室の適切な利用を促すとともに関係機関と連携をし、不安の軽減及び女性の健康の保持・増進を図る。	母子保健事業における周知、及び、ホームページでの周知により、女性の健康保持・増進、不安軽減を図った。	
	生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な相談・保健指導を行う。	・妊産婦・新生児訪問指導事業:妊婦・産婦・新生児のいる家庭を助産師が訪問する。 ・こんにちは赤ちゃん事業:新生児訪問を受けていない生後4か月児までの家庭を保健師等が行う。 ・子育てに関する情報提供や子育て相談、個々の発育発達にあった支援を行う。	・子育て支援や発育・発達、栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図る。 ・出生児の全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。 ・産婦訪問や産婦健康診査により把握した支援を必要とする産婦に対し、授乳指導等の支援を行う。	・妊産婦・新生児訪問の実施 ・こんにちは赤ちゃん訪問の実施 ・未訪問者の把握及び支援の実施 ・産後うつ病のハイリスク者等、支援が必要な産婦への継続的な支援の実施。(助産師による継続支援を含む)	
	中学校、高等学校を対象に、生徒自身が心と身体の特徴を理解するとともに次世代を生き育てる体づくりをする大事な時期であることを認識し、望ましい生活習慣を選択する力をつけることができるよう健康教育を行う。	中学校で「命、きずなを考える講座」、高等学校で「思春期保健講座」を開催する。	次世代を生き育てるための重要な時期である中学生及び高校生が、自分や異性の体や生命の大切さ等を学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができるよう支援する。	・中学校での「命、きずなを考える講座」の実施、及び、高等学校での「思春期保健講座」の実施により健康教育への支援を行った。	

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度取組実績(見込み)について

基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標(4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	第3次基本計画		令和4年度(見込み)		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	
①生活困窮者の自立促進の支援	生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)に基づき、生活困窮者に対して自立に向けた各種の支援を行う。	生活困窮者自立支援制度による各種の支援を実施する。	生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援により、困窮状態から早期に自立できるよう支援する。	生活困窮者自立支援制度に基づく事業を展開した。 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の給付 ・就労準備支援 ・家計相談支援 ・一時生活支援	福祉課
②ひとり親家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定等を図るため児童扶養手当を支給する。	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給する。	該当者への申請案内を確実に実施する。	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせて児童扶養手当の周知を徹底し、申請漏れがないよう該当者への申請案内を徹底した。	こども課
	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費を助成する。	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成する。	該当者への申請案内を確実に実施する。	離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届等の手続きにあわせてひとり親家庭等医療費助成の周知を徹底し、申請漏れがないよう該当者への申請案内を徹底した。	

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標(1) 女性の能力発揮への支援

施策の方向	第3次基本計画		令和4年度(見込み)		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	
①女性の人材育成に向けた各種講座の開催	スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供	広報上越への掲載による能力開発機会を情報提供	該当者への申請案内を徹底する。	市ホームページで、各種支援制度の周知を図った。	産業政策課
	女性労働者の福祉増進と地位向上に向けた女性サポートセンター事業の開催	女性の能力発揮に向けた各種講座等を開催する。	女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を開催し意識啓発を図るとともに、女性の雇用に関する相談窓口を月1回事前予約制で設置するほか、開設日以外でも相談があれば随時対応する。	女性サポートセンター運営委員会での意見を参考に、女性労働者の福祉の増進と地位の向上に向けた講座を2回実施した。	
	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発	女性の人材育成及び能力発揮に向けた意識啓発のための講座を開催する。	女性の活躍推進に向け、そのスキル向上を図るための講座を開催し、能力を十分発揮するための環境づくりのための機会を提供する。(数値目標:センター講座1講座以上)	女性の活躍推進に向けた意識啓発をテーマに取り入れた講座を開催した。(センター講座、県女性財団共催講座等:3講座、出前講座:1団体)	男女共同参画推進センター
②女性の再就職への支援	女性の就労支援事業を実施	女性のための再就職支援セミナー(個人向け)	女性のための再就職支援セミナーを開催するとともに、女性が再就職しやすい環境を整える。	関係機関と連携し女性のための再就職支援セミナーの開催を計画したが、新型コロナウイルス感染症の流行状況や、乳幼児のワクチン接種率の低さを考慮し、中止とした。	産業政策課
	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭自立支援プログラム作成	ひとり親に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援する。	支援が必要なひとり親家庭の自立支援プログラムを策定し、就労に結び付ける。	ひとり親家庭に対し、自立に必要な情報提供や相談を行い、職業能力の向上や求職活動を支援した。	こども課
	女性の再就職への支援につながる情報の収集及び提供	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などについて情報収集するとともに、男女共同参画推進センターなどで関連情報を提供する。	継続的に関連情報を収集するとともに、配置物の定期的な入れ替えを行い、市民に最新の情報を提供する。	国や県、関係団体などが実施する関連講座や新たな制度などの情報を収集するとともに関連情報を提供し、女性の再就職への支援を進めた。	男女共同参画推進センター

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度取組実績(見込み)について

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進

施策の方向	第3次基本計画				担当課		
	事業内容	事業計画	令和4年度(見込み)				
			目標	取組実績			
①女性人材の情報収集、整備、提供	農業経営に対する女性参画の推進	新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。	農業経営における女性参画を推進するため、新潟県農村地域生活アドバイザーを確保する。 (数値目標)認定者数:1人	新潟県農村地域生活アドバイザーの確保に向けて県振興局と連携し、候補者を複数人選定し呼び掛けを行い、女性の参画推進を図ったが、推薦までは行かず、アドバイザーの確保には至らなかった。	農政課		
	女性人材バンク ※I-3-(3)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録、及び、関係課や学校に対する活用の呼び掛けを行い、女性の参画推進を図った。	男女共同参画推進センター		
②女性の参画情報の調査、公表	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※I-4-(2)-②と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。 ・計画に基づき、制度の周知を行う。	・特定事業主行動計画に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	職員が各種制度を利用しやすくなるよう、庁内掲示板等を活用した制度の周知を実施するなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施した。	人事課		
	女性の参画・活躍情報の調査、公表	女性の参画・活躍情報の収集・調査を行い公表する。	女性の参画・活躍情報を収集・調査し公表することにより、各分野における女性の参画や活躍の現状について理解を深めてもらう。	市ホームページを通じて、各分野における女性の参画・活躍情報を提供した。	男女共同参画推進センター		

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度取組実績(見込み)について

基本目標 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向	第3次基本計画				担当課
	事業内容	事業計画	令和4年度(見込み)		
			目標	取組実績	
①市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進	女性人材バンク ※ I-3-(2)-①と重複	女性人材に関する情報の収集及び庁内への情報提供を行う。	庁内各課及び学校に対し、各種委員審議会委員や各種講座・研修等の講師の候補者などとして活用してもらう。	市ホームページを通じた女性人材バンクへの登録、及び、関係課や学校に対する活用の呼び掛けを行い、女性の参画推進を図った。	男女共同参画推進センター
	市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上	【全庁での取組】 市の各種委員会・審議会等の委員選任に関し、改選に合わせ男女の委員比率が平等となるよう各課に呼び掛ける。	引き続き各種審議会等における女性登用率の向上を図るよう呼び掛けし、女性委員の登用率を現状値(27.5%)より向上させる。	「クオータ制」の趣旨及び各種審議会等における女性登用率の向上について、庁内への働きかけを行った。(市職員研修の場を活用)	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	ファミリーヘルプ保育園での一時預かり保育の実施。	制度の周知に努め、市主催の会議等に参加する委員に対し、会議等への出席がしやすい環境をつくる。	市主催の会議等に参加する委員に対し、会議等への出席がしやすい状態にする。	制度の周知に努め、市主催の会議等に参加する委員に対し、ファミリーヘルプ保育園等の利用により会議等へ出席しやすい環境を継続した。	保育課
②女性職員の積極的な登用	市の中堅幹部として必要な行政管理能力・政策形成能力を習得する研修の機会を男女均等に付与し、管理職の候補となり得る職員を育成する。	自治大学校へ、主任級の女性職員1人を派遣する。	外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣する。	地方創生時代の職員・組織を創るべく、派遣先については毎年検討・見直しを行っている。自らの政策形成能力、調整能力等を高めるため、外部研修機関、省庁等に女性職員を派遣した。	人事課
	女性職員の積極登用	女性職員を様々な分野へ積極的に登用する。	職員採用試験において、継続的に女性職員を採用するとともに、能力・適正を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用する。	・職員の採用に当たっては、女性受験者の増加に向け、子育て支援制度等、女性も働きやすい職場であることを周知した上で、受験者の能力・適性に基づく公正な採用選考を行った。 (職員採用ガイドの作成・配布、職員採用試験PR動画の作成・配信、各種説明会での周知、職員採用試験の実施) ・職員の自己申告書や能力・適性を踏まえ、様々な分野へ積極的に登用する。	

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度取組実績(見込み)について

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標 (1) 男女共同参画推進センターの充実

施策の方向	第3次基本計画				担当課
	事業内容	事業計画	令和4年度(見込み)		
			目標	取組実績	
①男女共同参画に関する情報発信の強化	男女共同参画に関する市の取組の紹介	「上越市の男女共同参画の取組」冊子の作成と配布による周知・啓発	上越市の男女共同参画に関する取組・事業内容をまとめた冊子「上越市の男女共同参画の取組」を作成するとともに、その内容を上越市ホームページへ公開し、理解を深めてもらう。	上越市の男女共同参画に関する取組の公表を行った。 ・冊子「上越市の男女共同参画の取組」の作成、及び、上越市ホームページでの公開	男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する市民への啓発 ※I-1-(1)-①と重複	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を発行し、男女共同参画推進センターの取組及び男女共同参画に関する情報を紹介する。	情報紙の発行を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。 (数値目標: 年4回(6、9、12、3月)発行)	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行により市民への啓発を進めた。(年4回・町内会班回覧は年1回) ※紙面作成に当たっては、センター登録団体懇談会での意見を反映させた。	
	市民への男女共同参画に関係する情報提供と情報発信	男女共同参画に関する図書を購入し、市民へ情報提供と情報発信を行う。	男女共同参画に関する図書を充実させ、貸し出すことにより、男女共同参画に関する理解を深めてもらう。(数値目標: 図書貸出数280冊以上・貸出人数90人以上)	男女共同参画関係図書の購入及び貸出により、市民への情報提供・情報発信を行った。(貸出冊数230冊・貸出人数80人…見込み)	
②市民や活動団体への支援	男女共同参画の活動団体への支援	・男女共同参画推進センター登録団体懇談会・研修会の開催 ・男女共同参画に関する情報の提供	登録団体への情報提供や、登録団体間の交流・連携を図る機会を設けることにより、登録団体の企画力、運営力向上につなげていく。(数値目標: 懇談会・研修会計4回以上開催)	男女共同参画団体の支援に努めた。 ・センター登録団体懇談会の開催(4回) ・研修会の実施(1回) ・各種情報の提供(随時)	
	センター登録団体等との連携	センター登録団体への講座の委託及び協働による講座の運営。	講座の企画・運営を委託することにより、登録団体の持つ専門性やネットワークの活用が図られ、市民目線による分かりやすい講座の開催につなげる。(数値目標: 7講座委託)	市が指定したテーマに基づき、男女共同参画推進センター登録団体に企画と運営を委託し、市民意見を反映した講座を開催した。(開催実績: 7講座)	

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標 (2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

施策の方向	第3次基本計画				担当課
	事業内容	事業計画	令和4年度(見込み)		
			目標	取組実績	
①市職員への研修会の実施	セクシュアル・ハラスメント防止対策周知	研修(特に課長級・副課長級職員対象)時に、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知し、課内でハラスメントが起きない環境整備に努める。	・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、誰もが正しい知識を習得できる機会を提供する。	・主任級から課長級までの全ての階層別において、ハラスメントの基礎知識及び防止に関する研修を実施した。 ・全ての職員がハラスメントへの共通認識を持てるよう、ハラスメント防止指針の周知を行うとともに、職員自ら正しい知識を習得できる環境を整備した。	人事課
	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、職員研修を行う。	広報上越やホームページの作成時及びメディアを通じた情報発信においてもジェンダーの視点で行うため、広報主任の研修を行う。	広報上越や市ホームページなどへの情報発信については、男女共同参画に基づいた視点による表現、原稿作成、情報提供を行う。	市政情報の発信に関し、男女共同参画の視点ははじめ留意すべき点をまとめた資料をグループウェアに掲載し、職員の意識づけを図った。	広報対話課
	男女共同参画に関する保育士及び幼稚園教諭の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため保育園及び幼稚園職員に対して研修会を実施する。	保育士向け研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標: 1回開催)	保育士向け研修会を開催し、意識啓発を図った。「ワーク・ライフ・バランス、女性活躍推進」をテーマとして開催	男女共同参画推進センター
	男女共同参画に関する職員の意識啓発	男女共同参画の考えに立った業務の遂行を図るため職員研修会を開催する。	職員向けの研修会を開催し、第3次基本計画の趣旨、目指す方向・取組について理解を深めてもらう。(数値目標: 1回開催)	職員向け研修会を開催し、意識啓発を図った。「ジェンダー平等」をテーマとして開催	

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度取組実績(見込み)について

基本目標 4 推進体制の整備

重点目標 (2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

施策の方向	第3次基本計画			担当課	
	事業内容	事業計画	令和4年度(見込み)		
			目標		取組実績
②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	職場における旧姓使用	職員から申請のあった旧姓使用について、業務上の支障又は混乱を招く恐れがないかを確認し、可否を判断する。	現行の制度を継続して実施する。	現行制度の継続実施	人事課
	男女共同参画に係る市民意識の把握	・男女共同参画推進センター講座・出前講座の参加者に対し、アンケートを実施する。 ・上越市における男女共同参画全般に関する市民意識調査を実施する。	講座参加者へのアンケートを通じて、男女共同参画に関する市民の意識・現状を把握し、男女共同参画事業の参考とする。	各種講座参加者に対し、講座の感想及び男女の地位の平等感などについてアンケートを実施し、意識・現状を把握した。	男女共同参画推進センター
	情報発信時におけるジェンダー視点でのチェック	【全庁での取組】 広報しようえつやホームページ作成時及びメディアを通じた情報発信、周知文書等常にジェンダーの視点からチェックする。	職員に対しジェンダーガイドラインに関する意識付けのための情報提供を行い、職員一人一人からその意識を持ってもらう。	ジェンダーガイドラインに関する職員向けの継続的な周知と情報提供を行い、意識啓発を図った。(市職員研修の場を活用)	全庁(取りまとめ:男女共同参画推進センター)
	人間関係、セクシュアル・ハラスメント等に関する悩みや不安などに適切に対応するための職員相談窓口制度の充実を図る。	外部・内部の相談窓口を継続し、気軽に利用できるよう周知する。	パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する相談に、迅速かつ適切に対応する。	・職場におけるハラスメントに関する相談窓口の周知を図った。 ・職員からの相談に迅速に応じ、適切に対応するため、ハラスメント相談員が相談・対応のノウハウを学ぶことができる研修を実施した。	人事課
	次世代育成支援対策推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施 ※I-3-(2)-(2)と重複	・産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の代替として臨時職員を配置する。また、必要に応じて正規職員で補充する。 ・産前休暇前や職場復帰前の面談を実施するとともに、育児休業者情報交換会を開催して職員の不安等を解消する。 ・人事課HP及び会議等で全職員に計画の周知を徹底する。	・特定事業主行動計画後期計画(R2～R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする各目標値の上昇を図る。	職員が各種制度を利用しやすくなるよう、庁内掲示板等を活用した制度の周知を実施するなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施した。	
	子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)取得運動の実施	子育てをしている職員やその家族、また、介護する必要がある家族のある職員が、子育てや介護等に関わるために、子育て・介護のための休暇(ケアリング休暇)を積極的に取得するなど、休暇を取得しやすい環境づくりを行い、職場全体で支援する。	・特定事業主行動計画後期計画(R2～R6)に従い実施し、令和6年度を達成年度とする目標値、「職員一人当たりの年次休暇取得日数平均12日」を目指す。	年次有給休暇の取得日数を一層推進するため、5日程度の指定休暇日をあらかじめ指定するなど、特定事業主行動計画に従った取組を実施した。	
	男女双方の視点に配慮した避難所の運営	女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の確保などに配慮するとともに、職員配置の男女バランス、相談体制の整備、避難住民による避難所管理組織に対するの男女共同参画の配慮など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に立った避難所運営を図る。	集中保管施設で保管している更衣室(兼授乳室)のほか、要配慮者物資としてH29年度配備した間仕切りを活用し、プライバシー等に配慮した避難所運営に役立てる。	集中備蓄のほか、要配慮者物資として間仕切りを各避難所に配備を継続し、男女双方の視点に配慮した避難所運営を図った。	危機管理課
	女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保	女性や子育て家庭のニーズに対応した災害時備蓄品について、計画的な確保に努める。	女性や子育て家庭のニーズに対応した粉ミルクや哺乳瓶等を平成26年度に購入し、市内16か所の拠点施設に配備した。今後も引き続き配備を継続する。	引き続き要配慮者物資の維持管理を継続し、女性や子育て家庭のニーズの対応に努めた。(粉ミルクは毎年度更新)	

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度取組実績(見込み)について

分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標(1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発

施策の方向	第3次基本計画				担当課
	事業内容	事業計画	令和4年度(見込み)		
			目標	取組実績	
①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発	情報紙に女性に対する暴力の根絶と防止の記事を掲載し、意識啓発を図る。	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」に暴力防止に向けた特集記事と女性相談窓口の案内を掲載し、暴力の防止に向けた啓発活動を実施する。(数値目標:特集記事を1回、女性相談窓口の案内は毎回掲載)	情報紙を通じたDV防止に関する啓発・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」への継続的な記事掲載を通じて、DVを始めとする主に女性に対する暴力防止について啓発した。(9月25日号にデートDVに関する特集記事を掲載)	男女共同参画推進センター
	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた講座の開催	女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止を図るための講座を開催する。	センター講座及び出前講座の開催を通じて、女性に対する暴力の根絶と防止に向けた意識醸成につなげてもらうための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	DV防止をテーマに取り入れた講座の開催 ・男女共同参画推進センター講座(1講座) ・学校・企業・地域等を対象とする出前講座(講師の派遣)(2団体)	
②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発用DVDの貸し出しや、出前講座の開催働きかけを行う。	出前講座の開催を中心に、セクシュアル・ハラスメントの防止意識を高めるための機会を提供する。(数値目標:センター講座と出前講座を合わせて1講座以上)	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発 ・出前講座(1団体)の開催	

基本目標 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標(2) 相談窓口の充実

施策の方向	第3次基本計画				担当課
	事業内容	事業計画	令和4年度(見込み)		
			目標	取組実績	
①女性相談事業の充実	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた女性相談の充実	女性相談員が各種研修会に参加し、DV等に関する知識の習得や資質の上乗せを図る。	各種研修会の参加を通して、女性相談員としての知識や資質の上乗せを図り、複雑かつ困難化しているケースに適切に対応できる状態にする。	国・県などが主催するDV防止、被害者支援に関する研修会に参加し、知識の習得などに努めた。(参加実績:6件)	男女共同参画推進センター
	女性相談窓口の周知	女性相談カードや周知ポスターの作成を通じて、相談窓口の周知を充実する。	女性相談カードや啓発用リーフレットのほか、大型パネルの掲出など、女性の目に届きやすい方法で相談窓口やDVに関する情報を提供することにより、認知度を向上させ、一人で悩むことなく相談ができる状態にする。	・啓発リーフレットの配布(市内中学校・各種施設などに配置) ・女性相談カードの作成及び配布(2,000部) ・女性相談やDVなどについて周知するポスターの講座等での活用(センター講座や出前講座での活用、女性相談窓口への掲出)	
②その他相談機関との連携	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた他の相談機関との連携・協力	DV被害者への的確な支援を行うため、被害者の安全と円滑な庁内連携体制の確保を図るとともに、関係課職員のDVに関する知識を高める。	関係者間において、DV防止、被害者支援に関する情報共有と連携体制を確認することにより、相談者・被害者の意向や事情に沿った支援につなげられる状態にする。	DV防止、被害者支援の関係課で組織する「DV防止庁内連絡会議」を開催し、庁内連携体制の確保と情報共有を図った。	
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	・相談に的確に対応できるよう職員の資質向上を図る。 ・相談窓口の周知に努める。	関係機関と連携しながら、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談に応じられる状態にする。	関係機関と連携しながら、相談窓口等の周知を行うとともに、子育てに関する相談に対応し、子育て不安の解消につなげた。	健康づくり推進課・すこやかにくらし包括支援センター
	介護者と被介護者の暴力(身体的暴力、言葉による暴力、介護放棄等)の根絶をめざし、相談・支援体制を確立	・職員の資質向上。 ・関係機関、関係課との連携、相談窓口の周知に努める。	虐待の通告を受けた際は、高齢者虐待防止マニュアル等を活用し、適切かつ迅速に対応する。 また、関係者間で情報を共有し、適切な支援を継続して実施する。	・虐待の通告を受けた際は、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援・対応を行った。	すこやかにくらし包括支援センター・高齢者支援課

第3次男女共同参画基本計画に基づく令和4年度取組実績(見込み)について

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標 (1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護

施策の方向	第3次基本計画		令和4年度(見込み)		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	
①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進	DVに関する制度や法律の周知	情報紙やパンフレット等により、制度や法律等の概要について掲載し、市民への周知を図る。	DVの実態や、相談窓口についての内容を記載し、配偶者等への暴力は犯罪行為であり、決して行ってはならないことを市民に周知する。(数値目標:特集記事掲載1回)	DVに関する制度等の周知 ・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」(毎回相談窓口について掲載)や、パネル・ポスターのほか、リーフレット等を活用した制度等の周知を行った。	
②被害者への安全確保のための情報提供	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:安全確保を図るための関係機関との連絡・連携	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び、庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援ができる状態を維持する。 (数値目標:女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情件数0件)	女性相談窓口の設置 ・3人の相談員を配置 ・相談日時は、年末年始などを除く月曜～土曜の9時～17時まで(火曜日は電話相談のみ19時まで) ・電話及び来所相談のほか、市の施設などへ出向く出張相談を予約制で実施 ・女性相談と関係機関等との連携不足に起因する苦情はなかった。	男女共同参画推進センター
	DV被害者の緊急一時保護支援	DV被害者の安全確保を図るため、一時保護施設や警察等関係機関との連携を図るとともに、緊急一時保護に係る生活費を貸与する体制を取る。	被害者の安全を確保するため、緊急一時保護者生活支援費を直ちに貸与できる状態を維持する。	DV被害者の緊急一時保護支援策として、要綱に基づき被害者の安全確保のための経費3万円を用意し、緊急時における体制を維持した。(貸与実績なし)	
	女性をはじめ市民を対象とした相談窓口の充実	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、庁内関係課との連携体制を維持する。	市民相談センターの開設 ・一般相談 市役所開庁日の毎日 ・弁護士相談 毎月第1～第4週金曜日の午後(1人30分×4コマ) ・司法書士相談 毎週火曜日の午後(1人40分×3コマ)	市民相談センター

基本目標 2 被害者等への支援

重点目標 (2) 自立への支援

施策の方向	第3次基本計画		令和4年度(見込み)		担当課
	事業内容	事業計画	目標	取組実績	
①生活再建への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建に向けた情報を提供するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者に対する生活再建支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	男女共同参画推進センター
②同伴者への支援	女性相談事業の実施(売春防止法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する規定に基づき、女性相談員を設置し売春の防止や配偶者等からの暴力防止、被害者の保護を図る。)	相談業務の実施 ・相談員の配置 ・相談区分:男女共同参画推進センターにおける来所相談、電話による相談、市の施設等における出張相談 ・その他:生活再建を行うにあたり、同伴者も多大な影響があることから、それを支援するため、関係機関との連携を図る。	被害者の心のケアを第一に、同伴者に対しても、相談内容に応じて、各関係機関とも連携を図りながら、個々のケースに対応した生活再建に向けて助言できる状態を維持する。	DV被害者の同伴者支援 ・女性相談窓口の設置を通じた支援の実施(Ⅱ-1-(2))	男女共同参画推進センター

パブリックコメント（市民意見公募手続）

結果公表（案）

令和4年12月23日から令和5年1月23日までの間「上越市第4次男女共同参画基本計画（案）」について、パブリックコメントを実施した結果、次のとおりご意見が寄せられました。いただいたご意見に対する市長等の考え方をまとめましたのでお知らせします。

なお、この上越市第4次男女共同参画基本計画（案）はパブリックコメントや上越市男女共同参画審議会の意見を基に修正したものです。

ご意見をお寄せくださりありがとうございました。

■意見を求めた案件名：上越市第4次男女共同参画基本計画（案）

結果公表期間	令和5年3月13日（月）～ 令和5年4月11日（火）
結果公表場所	男女共同参画推進センター（上越市市民プラザ2階）、共生まちづくり課（市役所木田第二庁舎3階）、市政情報コーナー（同第一庁舎1階）、各総合事務所、南出張所、北出張所、高田城址公園オーレンプラザ、高田図書館、高田図書館浦川原分館、市民プラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市ホームページ

■寄せられた意見数 31件 5人及び1団体

【内訳】

計画（案）に対する意見	反映した意見	2件
	一部反映した意見	14件
	反映しなかった意見	11件
	既に計画（案）に記載済の意見	0件
計画（案）以外の意見		4件

■問合せ先

上越市自治・市民環境部共生まちづくり課 男女共同参画推進センター	電話：025-527-3624（直通）
-------------------------------------	---------------------

※パブリックコメント条例に関するご質問は広報対話課市民対話係へお問い合わせください。

電話：025-520-5615（直通）

パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

案件名	上越市第4次男女共同参画基本計画	担当課	共生まちづくり課 男女共同参画推進センター
-----	------------------	-----	--------------------------

No.1	ご意見の該当箇所:	P 1
ご意見	性自認の多様性が現在大きくクローズアップされている時代背景から、「計画策定の趣旨」の中に「多様な性自認への理解が不十分なこと等に対する取組の必要性」を追加します。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	<p>計画策定の趣旨では、男女共同参画社会の姿やそこに向かって市が取り組んでいく大きな方向性について記載しています。</p> <p>性別に関係なく一人ひとりが尊重され、自分らしく活躍しながら生きられる社会である男女共同参画社会の実現に向けて、依然として根強く残る「性別による固定的役割分担意識」などの解消や、「支援を必要とする人を誰一人取り残さないこと」が必要なことを記載しています。</p> <p>ご意見の「多様な性自認」に関しては、計画策定の趣旨で伝える「全ての人は個人として尊重されなければならない」という考えのもと、計画案42ページの「重点目標(5)」に「多様性の理解への啓発推進」の文言を加え、性的指向・性自認(性同一性)を始め多様な属性の人々や多様な価値観を持つ人々たちへの理解を促進し、社会が多様性を尊重する環境づくりの必要性を記載しています。</p> <p>本計画では、全ての人が個人として尊重されなければならないという考えを趣旨に記載し、そのために必要な取組は各重点目標で記載するという構成としていますことをご理解願います。</p> <p>なお、性自認に関する取組としては「人権尊重」の観点から、第5次人権総合計画の中で理解促進への取組を行うこととしています。</p>	

No.2	ご意見の該当箇所:	P20
ご意見	評価指標が30%となっていますが、30%の人は暴力を受けても良いということではないと思いますので、指標はDVの正しい理解度とする方が良いと思います。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	<p>暴力根絶の取組強化を図り、まずは着実に被害者を減らしていくことが重要であるとして、直接的な評価が可能となる指標として「暴力を受けたことがある割合」を設定し、その割合をゼロにしていくよう取り組んでいることから原案のとおりとします。また、当該評価指標については、新潟県の男女共同参画計画でも同様に目標指標としているほか、国でも同様の調査を実施していますので、市の現状との比較ができることから適当なものと考えています。</p>	

No.3	ご意見の該当箇所:	P22
ご意見	<p>施策の方向で「…理念の浸透と意識の向上を図ります。」としており、取組例ではコーナーでの情報提供と啓発、情報紙の発行、図書閲覧スペースの設置、講座の開催などとしていますが、これらの取組例を見る限りでは理念の浸透と意識の向上の効果はごく一部の人に限られ多数の市民に対しての効果はごく限定的なものになると思いますのでより効果的な対策が必要です。少なくともHPに載せてHPを知らせること、広報上越を活用すること、市が行う集会やイベント等で啓発チラシを配布することなどより多様性のある啓発活動が必要と考えます。</p>	
対応状況	反映	
市の考え方	<p>「①広報などを通じた継続的な意識啓発活動の推進」の〈取組例〉を、以下のとおり修正します。</p> <p>「男女共同参画コーナーでの情報提供やセンター発行の情報紙、広報上越、市ホームページ等の活用による啓発」</p>	

No.4	ご意見の該当箇所: P22
ご意見	図書閲覧スペースの設置が人事課の担当になっていますがどのような内容なのかわかりません。
対応状況	その他
市の考え方	庁内職員の啓発として、職員図書室内に専用のスペースを設け、男女共同参画に関する図書・参考資料等を陳列しているところです。

No.5	ご意見の該当箇所: P22
ご意見	評価指標の目標値が55%になっていますが、このような重要なことの認知度の目標が55%では情けない限りです。達成度を意識した目標値設定とわかれてしまい意欲が感じられません。前回値と現状値から考えて少なくとも65%程度とする必要があります。
対応状況	反映不可
市の考え方	市民意識調査における「言葉も内容も知っている」と「言葉と一部の内容を知っている」と答えた割合の合計を認知度としています。これは「言葉のみ知っている」の回答を含む国や県の認知度よりも厳しい指標であり、また、平成22年以降の数値上昇の傾向を考慮しても目標値としては妥当と考えており、原案のとおりとします。

No.6	ご意見の該当箇所: P26
ご意見	施策の方向で「・・・男性に向けて積極的に・・・」としていますが、いくら男性向けと考えても関心のない人は目を向けません。むしろ女性を含めての対策が女性を通じて男性に伝わることを考えると有効だと思います。男女を問わず全世代に向けて男女共同参画の大切さ、必要性を働きかけることが必要ですのでそのような内容としてください。
対応状況	反映不可
市の考え方	男女共同参画社会の実現に向けては、性別に関わりなく全ての人への意識啓発が重要という認識に基づき、全ての人に向けた意識啓発活動を引き続き推進していきますが、市民意識調査の結果からは男女の平等感や役割分担などにおいて、男性の意識や生活スタイルについて見直しの必要性も伺えることから、本計画では男性にとっての男女共同参画の推進を重点目標に掲げたもので、原案のとおりとします。

No.7	ご意見の該当箇所: P26
ご意見	評価指標の目標値が70%になっていますが、前回値と現状値から考えて少なくとも80%程度とする必要があります。
対応状況	反映不可
市の考え方	国が令和元年度に実施した同様の調査(59.8%)や県が令和2年度に実施した調査(55.7%)よりも当市が高いという現状、及び、当市の平成22年以降の数値の動きを踏まえ、平成29年度以降と同様の伸び率が見込めるかなどを勘案して目標値を設定していますので、原案のとおりとします。

No.8	ご意見の該当箇所: P38
ご意見	<p>以下のとおり修正する。</p> <p>①多様な働き方の推進と女性移住者の増加に向けた取組 →「若者・女性にとって魅力ある働く場の確保の取組」</p> <p>②男女共同参画の視点に立った女性定住やU・Iターン促進に向けての啓発推進 →「男女平等な視点に立って、多様な活動の選択を妨げない見直しの取組」</p> <p>※同様のご意見がほかに4件ありました。</p>
対応状況	一部反映
市の考え方	<p>他の意見(No.9)にもあるように、ここでは移住・定住を主目的とするものではないことから、「施策の方向」については、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「①若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組」</p> <p>「②男女共同参画の視点に立った多様な活動の選択を妨げない環境整備に向けての啓発推進」</p>

No.9	ご意見の該当箇所: P38
ご意見	<p>重点目標が「女性の・・・環境整備」となっていますが、「女性の」と特定する必要があるのでしょうか。U・Iターンの環境整備は女性を対象に限ったことではないので違和感があります。施策の方向は女性に特定している内容ではないのでなおさらです。現状と課題で女性が住みやすい環境を整備することの必要性をもう少し強調するのが良いと思います。</p>
対応状況	一部反映
市の考え方	<p>進学を機に転出した後、市内に戻る若者のうち女性が少ない傾向にあることなどから、現時点では女性を対象とした取組は必要であると考えています。なお、ご意見を参考に「現状と課題」と「施策の方向」を以下のとおり修正します。</p> <p>「現状と課題」・・・6行目の「～挙げられるほか」と「性別による～」の間に「市内に戻りたくても希望する働く場が少ないこと、また男女共同参画の視点からは」を追加します。</p> <p>「施策の方向」</p> <p>「①若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組」</p> <p>「②男女共同参画の視点に立った多様な活動の選択を妨げない環境整備に向けての啓発推進」</p>

No.10	ご意見の該当箇所: P39
ご意見	<p>9行目「包括的な支援が必要であり、」に続き、次のように表記。 →男性も含め改めて社会全体が認識し性差に応じた支援と取組を推進していくことが重要です。</p>
対応状況	一部反映
市の考え方	<p>ご意見の「男性も含め」という部分については、原案の「互いの」という言葉によりその意味合いを持たせておりますのでご理解をお願いします。なお、ご意見を一部反映して以下のとおり修正します。</p> <p>「互いの性差に応じた支援に向けた取組を社会全体で認識し推進していくことが重要です。」</p>

No.11	ご意見の該当箇所: P39
ご意見	追加する(施策の方向) 性に対する正しい理解と・・・生涯を通じた健康の保持増進のため・・・ (理由 取組にリプロダクティブヘルス・ライツは記載されているが施策の方向にリプロの文 言がない。)
対応状況	反映
市の考え方	ご意見を反映して以下のとおり修正します。 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(女性の性と生殖に関する健康と権利)への正しい理解と 生涯を通じた健康の保持増進のため、各ライフステージに応じた健康教育、健康診査や相 談・指導に取り組みます。」

No.12	ご意見の該当箇所: P42
ご意見	重点目標を2つに分ける。 (5)貧困等による困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 →(5)「貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備」 【施策の方向】①生活困窮者の自立促進の支援 ②ひとり親家庭等への支援の充実 (6)「お互いの人権を認め多様性を尊重する環境の整備」 【施策の方向】①高齢者の豊かな経験や知識を活かして、自主的な活動が出来るた めの支援 ②障害者の社会参加する力の支援 ③性的指向・性自認(性同一性)に対する差別の解消に向け、性の 多様性を認識し、理解を深めるための啓発 ④外国人に対する偏見や差別の解消 ※同様のご意見がほかに4件ありました。
対応状況	一部反映
市の考え方	近年の社会情勢の変化等から、これまでの経済的困難に加えて、性別や年齢、障害がある ことや外国人であること、また性的指向・性自認に関することなど様々な理由による社会的 困難に対する支援も重要と認識しています。これらは、社会的困難を含めて様々な困難に対 する支援に取り組んでいく上で、主に人権にかかわる部分として、多様性を理解し尊重する 考え方が必要であるとの考えから、従前のものに人権の視点(多様性)を加えるという考え方 ですので、重点目標については分けずに現行のとおりとします。 なお、ご意見を一部反映し以下のとおり修正します。 →重点目標 (5) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備 →施策の方向 ③多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進 (③は人権総合計画での取組と共通しており、ご意見の内容は含まれているものと認識し ています。) →取組例 人権総合計画における「外国人市民の人権保障の実現」や「様々な人権問題へ の対応」などの施策の目標に基づき実施する啓発活動の推進

No.13	ご意見の該当箇所: P45
ご意見	施策の方向で「施策の方向に基づく講座の開催」としてありますが、市民団体に講座募集を 呼びかけるときに特定のある課題を解決するための講座としているわけではなく施策分野全 体的に募集しているので特定の施策の方向に基づく講座募集にはなっていません。他の分 野でも「施策の方向に基づく講座の開催」という記述がありますので、特に力を入れる目標分 野を示して講座を募集する必要があります。
対応状況	その他
市の考え方	ご意見の講座につきましては、市民団体への委託講座のほかに男女共同参画推進センター が企画する講座や新潟県女性財団との共催講座として、女性の人材育成に向けたテーマで 開催をしています。なお、市民団体への委託による講座募集については、基本計画に沿った 複数のテーマから各団体の専門性やノウハウに応じて選択してもらっています。

No.14	ご意見の該当箇所: P48
ご意見	<p>施策の方向が施策の方法になっています。お粗末。現状と課題において現在の状況が良く分析されています。施策の方向で「多様な意見が公平・公正かつ的確に反映される社会を目指す。」としていますが、①の取組も②の取組も施策の方向と合っていません。男女を問わず全世代に向けて男女共同参画の大切さ、必要性を働きかけることが必要ですのでそのような内容としてください。</p> <p>特に、女性の社会参画が進んでいない現状からは女性の参画の必要性和現状を強く訴えていくことが必要です。現状改善のための話し合いの場やワークショップを市域全域で何回も行ってきめ細かく対策することが必要です。</p>
対応状況	一部反映
市の考え方	<p>ご意見のとおり「施策の方向」に訂正します。</p> <p>重点目標(2)では、あらゆる方針決定の場への女性参画を目指しており、その成果として多様な意見が社会に反映されることが、男女共同参画社会に実現に資するものと考えています。それぞれの取組についても、女性参画を推進させることを目標とする取組として認識していることから原案のとおりとします。</p>

No.15	ご意見の該当箇所: P51
ご意見	<p>女性登用率が進んでいません。現状において審議会等の女性の登用率の現状を示すことが必要です。女性登用率の数値に地域協議会が含まれていると思いますが、地域協議会における女性の割合が全体の数値を押し下げていると思います。地域協議会における女性の参画と発言は住みよいまちづくりについて極めて大切ですので、地域協議会に女性の参画が少ない原因と対策を記述してください。</p>
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>女性登用率のご意見については、52ページに「市の審議会等委員の女性登用率の推移」のグラフを掲載しています。地域協議会に関するご意見については、基本計画を基に実施計画(各担当課等で取り組む事業)を策定していく際の参考とさせていただきます。</p>

No.16	ご意見の該当箇所: P54
ご意見	<p>施策の方向が書いてありますが、現在行われていることがそのまま記述してあり十分行われているものと思います。では、この上の連携強化や情報発信の強化、支援とは何をイメージしているのでしょうか。現状では不足なののでしょうか。不足だとするならば何がどのように不足しているのでしょうか。</p>
対応状況	その他
市の考え方	<p>定例の懇談会や講座・研修会などへの出席の呼び掛けはもちろん、諸事情で出席できない場合でもSNS等を活用し、全ての団体や会員から積極的に意見や発案を集める中で情報共有を行うなどの連携強化を図り、市民の意見がより反映された男女共同参画の普及啓発を進めていくことが必要と認識しています。</p>

No.17	ご意見の該当箇所: P54
ご意見	現状と課題でセンターの認知度を上げていますが、センターの認知度よりも男女共同参画の認知度を上げることが大切です。センターの認知度を上げる対策ではなく男女共同参画の認知度を上げることを第1目標とすべきです。施策の方向は消極的すぎます。センターが打って出る施策の方向としてください。センターが主体となって男女共同参画社会の必要性や向上のための話し合いの場やワークショップを市域全域で何回も行ってきめ細かく行うことを考えてください。
対応状況	反映不可
市の考え方	「男女共同参画の認知度」は、22ページの「男女共同参画についての理解の促進と意識啓発」の評価指標にあるとおり50%以上の認知度となっていますが、これは「男女共同参画」という言葉を一般的な共通認識として捉えている人が多いためと考えており、ここでは当市の「男女共同参画推進センター」に対する認知度の低い現状を改善するべく男女共同参画を推進するための施策に取り組み、センターの活動や事業の充実を図っていく、という記述が適当と考えます。 施策の方向については、基本計画の一貫性と継続性を考慮して原案のとおりとしますが、いただいたご意見については、基本計画に基づくにした実施計画(各担当課等で取り組む事業)の策定において、参考にさせていただきます。

No.18	ご意見の該当箇所: P54
ご意見	評価指標が講座の満足度になっていますが、これは講座の結果です。結果を意識した講座の内容では進歩がありません。指標はセンターの存在や活動の認知度とするのが良いと思います。アンケートでセンターの認知度を聞いていると思いますが、何の説明もなく「知っていますか。」という設問ではなく「・・・のような活動をしていますか知っていますか。」といった設問が必要です。
対応状況	反映不可
市の考え方	センター講座は、市民が身近に参加できるものものであり、登録団体との連携・協力により市民の意見を反映できる普及・啓発活動として、センターの代表的な事業の一つとなっています。このため、センター講座の満足度から事業実施の効果を評価することは適当であると認識しているため原案のとおりとします。なお、講座参加者へのアンケートの質問項目については、ご意見の反映を検討させていただきます。

No.19	ご意見の該当箇所: P54
ご意見	センターの充実の一環として各分野の施策の方向を決めるときに審議会や登録団体等と目標達成のためにはどのような施策が必要であり効果的かなどを十分話し合う必要がありますが、現実的にはそのような場がありません。登録団体懇談会は開かれていますそのような場になっていません。それぞれの目標達成のためにどのような施策が有効かを十分に話し合う場が必要と考えます。
対応状況	その他
市の考え方	ご意見を参考に、今後の登録団体懇談会の開催や運営等について検討します。

No.20	ご意見の該当箇所: P64
ご意見	評価指標で相談機関数を指標としていますが、複数知っていることが必要なのでしょうか。疑問があります。認知度を指標とするのが良いと思います。
対応状況	反映不可
市の考え方	あらかじめ多くの相談先を知っていることで、抱える悩みや問題に応じて適切な窓口へ迅速につながるができるものと考えます。悩みや問題は多種多様であるため、ある程度認知度の高い相談窓口を複数認知していることで、発見通報体制の整備や安全な保護に資すると認識していますので原案のとおりとします。

No.21	ご意見の該当箇所： P67
ご意見	苦情件数を指標としていますが、相談窓口の認知度を指標とした方が良いと思います。重点目標の指標が重複するものがあるかもしれませんが、重複しても構わないと思います。
対応状況	反映不可
市の考え方	ここでは被害者の自立に向けた支援への取組であり、実際に窓口相談から様々な支援につなげていく過程が重要になります。被害者の気持ちに寄り添いながら丁寧に対応することが求められることから、原案のとおりとします。

No.22	ご意見の該当箇所： P69
ご意見	市民、事業者、地縁団体等との連携・協働としていますが方向性が見えません。市民や地縁団体との連携は何をイメージしているのでしょうか。市民、事業者、地縁団体等との協働は何をイメージしているのでしょうか。見出しでは地縁団体等としていますが、説明文では関係団体等となっています。どのような違いがあるのでしょうか。
対応状況	一部反映
市の考え方	家庭生活、職業生活、社会生活・・・あらゆる分野での男女共同参画の取組が必要であり、そのためには行政と市民、事業所、地縁団体等との連携が欠かせません。連携・協力を充実させることにより、意識啓発や様々な環境の改善等への取組の強化・すそ野拡大を図っていくことをイメージしています。 見出しの「地縁団体等」は町内会その他、市民団体、NPO等を含む各種の団体組織のことを、説明部分の「関係団体等」はそれらの中で男女共同参画事業に関係する団体等を表しています。この部分については「上越市男女共同参画基本条例」における表記、及び、ご意見を参考に「地縁団体等」と修正することとします。

No.23	ご意見の該当箇所： (評価指標)
ご意見	その他、評価指標は施策を進めるうえの目安となり非常に重要であり、これを市民に理解してもらうことは大切です。市民の理解と協力なくしては男女共同参画社会を作ることはできません。従って評価指標の考え方を分野ごとに分かりやすく簡記する必要があります。
対応状況	反映不可
市の考え方	重点目標ごとの「現状と課題」や「施策の方向」の記述内容、また、各種調査結果のグラフの掲載などから、「評価指標」との関連性や設定の目的については理解していただけるものと認識しており原案のとおりとします。

上越市第4次男女共同参画基本計画（案）の修正箇所について

No.	頁	修正内容等	備考
1	7	<p>グラフのタイトル・・・</p> <p>夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである</p> <p>↓</p> <p>「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方</p>	
2	12	<p>(1) 計画の策定における主な視点・・・</p> <p>①～③について見出しを追加してポイントを明確にする。</p>	
3	15	<p>計画の体系・・・</p> <p>38 ページの施策の方向①、②</p> <p>42 ページの重点目標と施策の方向③</p>	パブリックコメントの意見による修正に伴うもの
4	22	<p>施策の方向 ①の<取組例>・・・</p> <p>男女共同参画コーナーでの情報提供と啓発、啓発情報紙の発行</p> <p>↓</p> <p>男女共同参画コーナーでの情報提供やセンター発行の情報紙、広報上越、市ホームページ等の活用による啓発</p>	パブリックコメントの意見による修正
5	38	<p>現状と課題・・・</p> <p>(6 行目に追加) 市内に戻りたくても希望する働く場が少ないこと、また男女共同参画の視点からは、</p> <p>施策の方向 ①・・・</p> <p>多様な働き方の推進と女性移住者の増加に向けた取組</p> <p>↓</p> <p>若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組</p> <p>施策の方向 ②・・・</p> <p>男女共同参画の視点に立った女性定住やU・I ターン促進に向けての啓発推進</p> <p>↓</p> <p>男女共同参画の視点に立った多様な活動の選択を妨げない環境整備に向けての啓発推進</p>	パブリックコメントの意見による修正

6	39	<p>現状と課題・・・</p> <p>(9行目)互いの性差に応じた支援に向けた取組を推進していくことが重要です。</p> <p>↓</p> <p>互いの性差に応じた支援に向けた取組を社会全体で認識し推進していくことが重要です。</p> <p>施策の方向・・・</p> <p>(文頭に追加) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (女性の性と生殖に関する健康と権利) への正しい理解と</p>	パブリックコメントの意見による修正
7	42	<p>重点目標 (5)・・・</p> <p>貧困等による困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p> <p>↓</p> <p>貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備</p> <p>施策の方向 ③・・・</p> <p>多様な価値観への理解の促進</p> <p>↓</p> <p>多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進</p> <p><取組例>・・・</p> <p>人権総合計画の施策の基本方向に基づく啓発活動の推進</p> <p>↓</p> <p>人権総合計画における「外国人市民の人権保障の実現」や「様々な人権問題への対応」などの施策の目標に基づき実施する啓発活動の推進</p>	パブリックコメントの意見による修正
8	48	<p>施策の方法 (誤記の訂正)</p> <p>↓</p> <p>施策の方向</p>	パブリックコメントの意見による修正
9	52	<p>グラフのタイトル・・・</p> <p>市の審議会等委員の女性登用率の推移と目標値</p> <p>↓</p> <p>市の審議会等委員の女性登用率の推移</p>	
9	69	<p>計画の推進・・・</p> <p>2 市民、事業者、地縁団体等との連携・協働</p> <p>↓</p> <p>2 市民、事業者、関係団体等との連携・協働</p> <p>～その下の図についても「地縁団体等」と「NPO・市民団体」を合わせて「関係団体等」と表示する。</p>	パブリックコメントの意見による修正

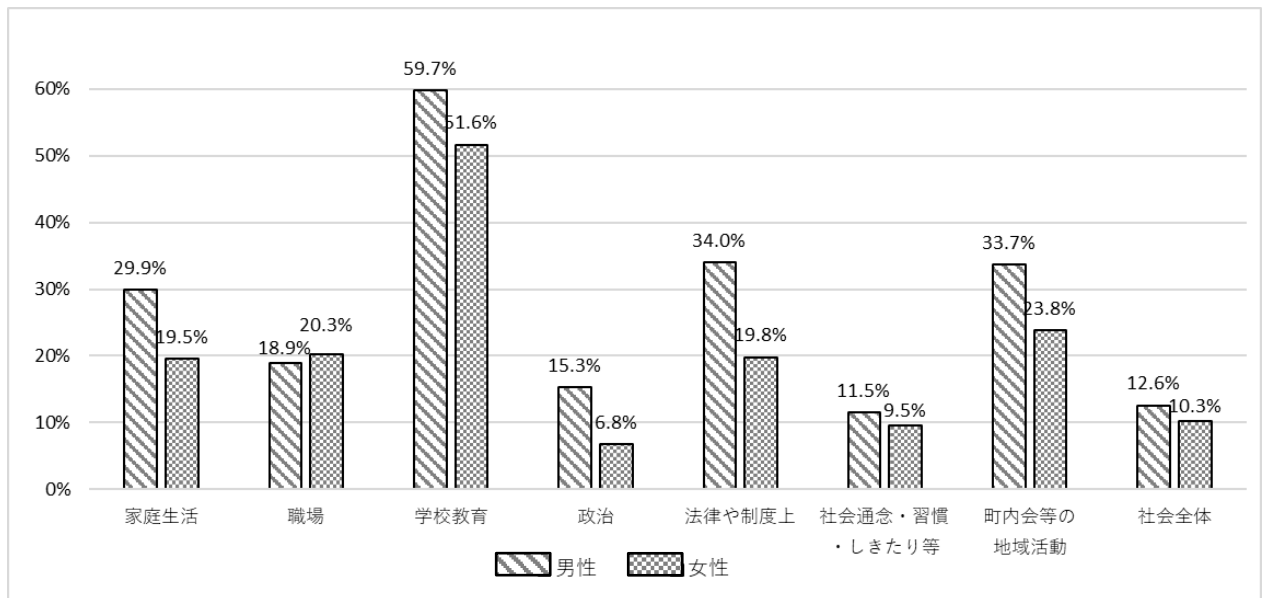
- ・修正箇所（修正後）について、計画本文の該当するページを添付しました。

修正前の内容は、前回（第3回）審議会の資料「上越市第4次男女共同参画基本計画本文案」にてご確認をお願いします。

51.0%と続いており、仕事と育児・介護等との両立や育児・介護等の後の再就職が課題となっています。その背景には、「性別による固定的役割分担意識」による女性の家事負担の多さや男性中心型労働慣行から仕事を何よりも優先させる意識などがあるものと考えられることから、いまだ根強く残るこれら意識等の解消に向けた啓発が重要であると同時に、労働環境の見直しについても、ワーク・ライフ・バランスの視点に立って性別にかかわらず働きやすい職場環境の整備を進めていくことがますます重要となっています。

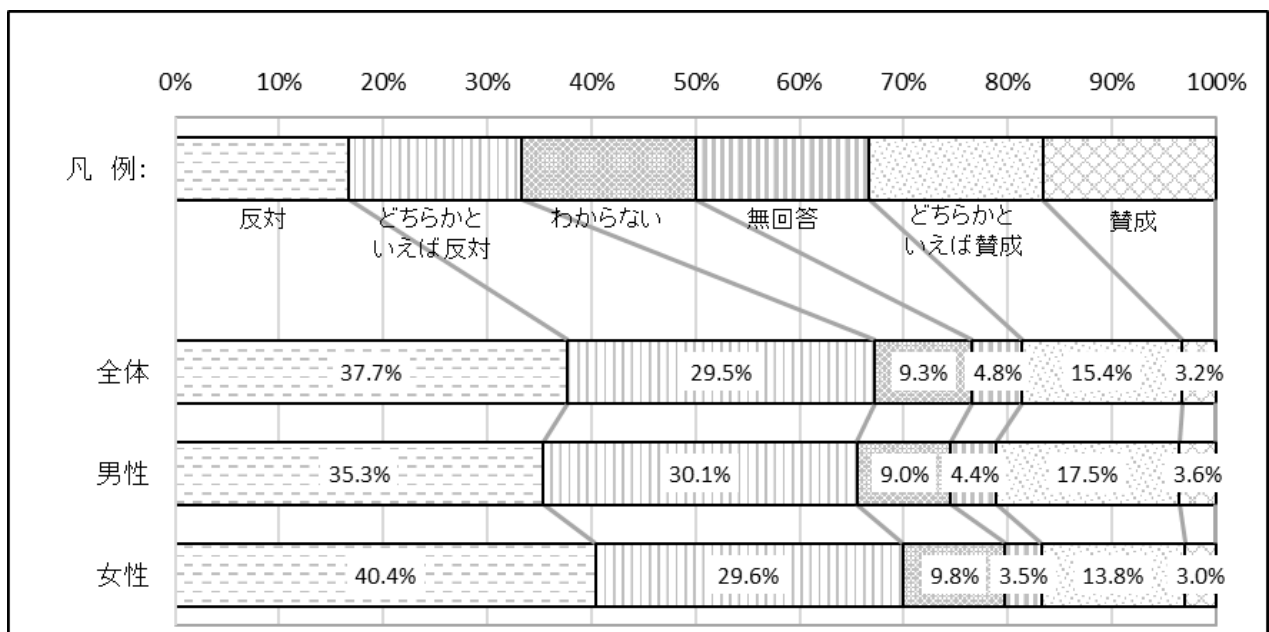
男女の地位の平等感（各分野で平等と感じる人の割合）

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



8 第4次基本計画の特徴的な取組

平成30年3月に策定した第3次基本計画が令和5年3月をもって計画期間が終了することを受け、市では、条例に基づき第4次基本計画を策定することとしました。

計画の策定に当たっては、これまでの取組を継承しつつ、国・県の計画や市の関連計画との整合や、社会情勢の変化、第3次基本計画の取組の検証結果などを反映させ、引き続き男女共同参画社会の総合的かつ計画的な推進を図っていきます。

(1) 計画の策定における主な視点

①意識啓発強化の視点

基本目標とする「男女共同参画を正しく理解できる社会づくり」では、意識啓発の強化に取り組めます。

- ▶いまだに根強く残っている「性別による固定的役割分担意識」の解消
- ▶家庭や地域などの身近な場所における普及・啓発の強化
- ▶男性に向けての意識啓発の推進

②労働環境改善の視点

「男女共同参画を実践できる環境づくり」では、労働環境の整備に関することや多様性の尊重などを重点目標として位置付け、計画の中で進めていきます。

- ▶ワーク・ライフ・バランスの実現
- ▶女性の市内定住、U・Iターンに向けた取組
- ▶貧困等による困難に対する支援と多様性を尊重する環境整備

③暴力根絶の視点

「暴力を許さない社会づくり」では、全国的に「DV」が増加している中、国や新潟県の対策強化や市民の認識の高まりに合わせて、特に女性への暴力根絶に向けた取組を強化します。

- ▶暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発

(2) 市民意識調査の結果の反映

令和3年11月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、男女共同参画社会の認知度・理解度は向上しているものの、男女の地位の平等感については学校教育の分野を除き低い傾向にあり、男女の家事時間の格差や夫婦の役割分担の状況からも、依然として家庭や地域など身近な環境での性別による固定的役割分担意識が根強く残っていると考えられます。

職業生活、女性活躍の推進に関する部分では、夫婦ともに仕事をしているが家事は主に妻がしている割合が多いほか、職場での労働条件や待遇、勤務内容、また退職や転職の理由などにおいても、女性にとって働きやすい環境になっているとはまだ言えない状況にあります。

また、男女の人権、DVについては、女性の人権が尊重されていないものとして「DV」と回答する割合が最も多く、名称や言葉の認知度・理解度でも「DV」が高い結果であることから、女性に対する暴力としての認識が浸透していることがうかがえます。一方で、約3割の女性が「DV」に関連した暴力を受けたことがあったと回答していることや、その相談先としての当市

	重点目標【18】	施策の方向【38】	掲載ページ
<ul style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) (4) 	男女共同参画についての理解の促進と意識啓発	①広報などを通じた継続的な意識啓発活動の推進 ②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	22
	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施 ②あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識の解消への周知啓発活動の実施	24
	男性にとっての男女共同参画の推進	①男性における男女共同参画の意義の理解促進 ②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	26
	子どもへの意識啓発の推進	①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底 ②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	29
<ul style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) (4) (5) 	労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現	①ワーク・ライフ・バランスの浸透 ②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進 ③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	31
	子育て、介護への支援の充実	①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 ②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	35
	女性の市内定住、U・Iターンのための環境整備	①若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組 ②男女共同参画の視点に立った多様な活動の選択を妨げない環境整備に向けての啓発推進	38
	生涯を通じた女性の心と体の健康支援	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（女性の性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発 ②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	39
	貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備	①生活困窮者の自立促進の支援 ②ひとり親家庭等への支援の充実 ③多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進	42
<ul style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) 	女性の能力発揮への支援	①女性の人材育成に向けた各種講座の開催 ②女性の再就職への支援	45
	企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進	①女性人材の情報収集、整備、提供 ②女性の参画情報の調査、公表	48
	市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進 ②女性職員の積極的な登用	51
<ul style="list-style-type: none"> (1) (2) 	男女共同参画推進センターの充実	①男女共同参画に関する情報発信の強化 ②市民や活動団体への支援	54
	男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	①市職員への研修会の実施 ②男女共同参画の考え方に基いた施策の推進	56
<ul style="list-style-type: none"> (1) (2) 	暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発	①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発 ②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	58
	相談窓口の充実	①女性相談事業の充実 ②その他相談機関との連携	61
<ul style="list-style-type: none"> (1) (2) 	発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進 ②被害者への安全確保のための情報提供	64
	自立への支援	①生活再建の支援 ②同伴者への支援	67

第2章 基本目標、重点目標、施策の方向

＜施策の分野＞ I 男女が等しく参画するための社会環境整備

＜基本目標＞ 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (1) 男女共同参画についての理解の促進と意識啓発

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、全ての人がある必要性を正しく理解し、一人一人へ広く浸透することが不可欠です。

市民意識調査の男女共同参画に関する名称等の認知度や理解状況の回答で、「言葉も内容も知っている」と「言葉と一部内容を知っている」の合計が、「男女共同参画社会」、「DV」、「ジェンダー」、「ワーク・ライフ・バランス」の4項目では50%を超えましたが、「男女共同参画都市宣言」や「男女共同参画基本条例」、「男女共同参画推進センター」、「女性相談窓口」などについては20%にも及ばず、市が掲げる理念や取り組む制度、施設などへの認知度は大変低いという結果となっています。

【施策の方向】

男女共同参画に関する言葉と内容の理解と認識が深まるよう、基礎知識部分の広報・啓発活動を継続的に行い、男女共同参画社会の理念の浸透と意識の向上を図ります。

① 広報などを通じた継続的な意識啓発活動の推進

＜取組例＞

男女共同参画コーナーでの情報提供やセンター発行の情報紙、広報上越、市ホームページ等の活用による啓発【男女共同参画推進センター】、

男女共同参画関係図書等の閲覧スペースの設置【人事課】 など

② 男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進

＜取組例＞

施策の方向に沿った各講座の開催【男女共同参画推進センター】 など

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値(H29)	現状値(R4)	目標値(R9)
男女共同参画社会の認知度	市民意識調査	46.1%	51.7%	55.0%

＜施策の分野＞ I 男女が等しく参画するための社会環境整備

＜基本目標＞ 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (3) 女性の市内定住、U・Iターンのための環境整備 <<新設>>

【現状と課題】

当市の人口は、平成12年頃から人口減少の加速が始まり、以降20年間で約1割の減少となっています。死亡数が出生数を上回る自然減の状態に加えて、転出数が転入数を上回る社会減の状況が継続していることが主な要因となっています。

また、20歳代から30歳代の女性人口の減少傾向が継続しており、このことは自然減の要因の一つとも考えられます。背景には、就学や就労環境の違いから、進学や就職を契機に東京圏や新潟市域に転出していることが挙げられるほか、市内に戻りたくても希望する働く場が少ないこと、また男女共同参画の視点からは、性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）が地域に根強く残っていることで暮らし難さを感じていることも考えられます。

【施策の方向】

全ての人が性別に関係なく働きやすい環境整備に取り組みます。

① 若者・女性にとって魅力ある働く場の確保に向けた取組

＜取組例＞

男女共同参画に関する意識啓発【男女共同参画推進センター】、国等の施策の周知・啓発、移住就業支援金、就労促進家賃補助金【産業政策課】 など

② 男女共同参画の視点に立った多様な活動の選択を妨げない環境整備に向けての啓発推進

＜取組例＞

男女共同参画に関する意識啓発【男女共同参画推進センター】 など

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値(H29)	現状値(R4)	目標値(R9)
現在の社会は「女性」にとって働きやすい環境にあると思う人の割合	市民意識調査	17.0%	13.7%	30.0%

<施策の分野> I 男女が等しく参画するための社会環境整備

<基本目標> 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (4) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援

【現状と課題】

性別にかかわらず心と身体及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識や情報を得ることは、自らの健康を維持していく上で必要なことです。

女性の心身の状態は、思春期、成熟期、更年期、高齢期など年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(女性の性と生殖に関する健康と権利)の視点が特に重要になっていますが、未だにこの考え方への認識が低い状況にあることは否めません。自らの性と生殖については、自らが決定して、その意思が尊重されていくことが、自分らしく生きることができる社会づくりに必要であり、男女共同参画社会の実現に向けても大切なことと言えます。

近年の社会経済環境の変化に伴い、性別や年代などに関わらず多様な健康上の課題や新たな問題が生じていますが、それらに対応するためには医療分野に限らず包括的な支援が必要であり、**互いの性差に応じた支援に向けた取組を社会全体で認識し推進していくことが重要です。**

【施策の方向】

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (女性の性と生殖に関する健康と権利) への正しい理解と生涯を通じた健康の保持増進のため、各ライフステージに応じた健康教育、健康診査や相談・指導に取り組みます。

- ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (女性の性と生殖に関する健康と権利) の普及啓発

<取組例>

女性の性と生殖に関する健康と権利の考え方に沿った講座の開催【男女共同参画推進センター】など

- ② 生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実

<取組例>

思春期保健講座等の母子保健事業、がん検診等の保健事業【健康づくり推進課】、小学校体育及び中学校保健体育における保健分野の学習【学校教育課】、スポーツ・健康増進の機会提供【スポーツ推進課】 など

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値(H29)	現状値(R4)	目標値(R9)
女性の性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の考え方に沿った講座等の参加者の満足度	市の調査	—	86.6%	87.5%
子宮頸がん検診の受診率	市の調査	※H28 14.8%	5.7%	現状値より向上
乳がん検診の受診率	市の調査	※H28 12.9%	6.6%	現状値より向上

<施策の分野> I 男女が等しく参画するための社会環境整備

<基本目標> 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (5) 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の理解への環境整備

【現状と課題】

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、就労環境や社会構造の変化などに伴い、ひとり親世帯や高齢者、障害のある人などへの貧困等による生活困窮者の増加傾向が続いている現状があります。

中でも、女性の貧困はひとり親世帯や非正規雇用による不安定な就労環境など、単身・世帯を問わずあらゆる年代で生じています。

市民意識調査の就業状況に関する結果では、同じ勤め人であっても正規社員・職員の従事割合は、男性が女性を約 20 ポイント上回る一方で、非正規の社員・職員では女性が男性を約 14 ポイント上回るなど、女性が男性に比べ経済的に不安定となる傾向が見られ、生活上の困難さがより深刻化・長期化してしまうことが考えられます。

このようなことから、親から子、さらには孫世代へと、世代を超えて貧困が連鎖していくことのないよう、生活に困窮している人や世帯への的確な支援が求められています。

また、性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合には、性別による固定的役割分担意識、無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）などを背景に更なる困難を抱えがちですが、多様な属性の人々の人権を尊重することが結果として女性の複合的な困難のリスクを減らすことにもつながります。

【施策の方向】

複合的な課題を抱える生活困窮者の自立や、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るとともに、就労の支援に取り組みます。

① 生活困窮者の自立促進の支援

<取組例>

生活困窮者の自立支援【福祉課】 など

② ひとり親家庭等への支援の充実

<取組例>

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成【こども課】 など

③ 多様な属性の人々や多様な価値観への理解の促進

<取組例>

人権総合計画における「外国人市民の人権保障の実現」や「様々な人権問題への対応」などの施策の目標に基づき実施する啓発活動の推進【人権・同和対策室等】 など

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値(H29)	現状値(R4)	目標値(R9)
自立相談支援事業登録者のうち、支援が終了した人の割合	市の調査	※H28 70.6%	81.5%	82.0%
必要な支援や助成が受けられていないと感じる人の割合	市の調査	※H28 12.0%	2.6%	2.5%

<施策の分野> I 男女が等しく参画するための社会環境整備

<基本目標> 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進

【現状と課題】

厚生労働省が発表した「令和3年度雇用均等基本調査」によると、係長相当職以上の役職に女性が就いている企業の割合は20%前後で停滞しており、政府が定めた「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標」に対してはまだ低い状況にあります。

市内の女性の管理職への登用状況について市内事業所を対象にアンケートを実施した結果、管理職に女性を登用している事業所の割合は徐々に上昇してきているものの、管理職に占める女性の割合は10%に達していない結果となっています。また、女性の登用に支障となることとして、「家事、育児、介護など、女性に時間外労働や、深夜労働をさせにくいこと」と「女性自身が昇進・昇格を望まないこと」という回答が、それぞれ約40%と高い結果となっています。

一方、市民意識調査では、「PTAや町内会などの地域団体の役員の長に女性が就くことの妨げとなっている主な原因」を聞いたところ、「女性は家事・育児が忙しく、地域活動に専念できないから」と「女性自身が責任ある地位に就きたがらない」がそれぞれ50%以上で上位を占めたほか、「男性が会長・副会長などになるのが社会慣行だから」も40%を占めるなど、性別により役割分担を固定する意識が根強く残っていることが伺えます。

将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、職場だけではなく、町内会やNPOなどの地域・市民活動など、いずれかの性に偏ることなく意見などが聴けるよう、平等に役割を担える体制を整えていく必要があります。

【施策の方向】

女性の参画をあらゆる分野において進めることにより、多様な意見が公平・公正かつ的確に反映される社会を目指します。

① 女性人材の情報収集、整備、提供

<取組例>

農業経営に対する女性参画の推進【農政課】、女性人材バンク【男女共同参画推進センター】

など

② 女性の参画情報の調査、公表

<取組例>

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施

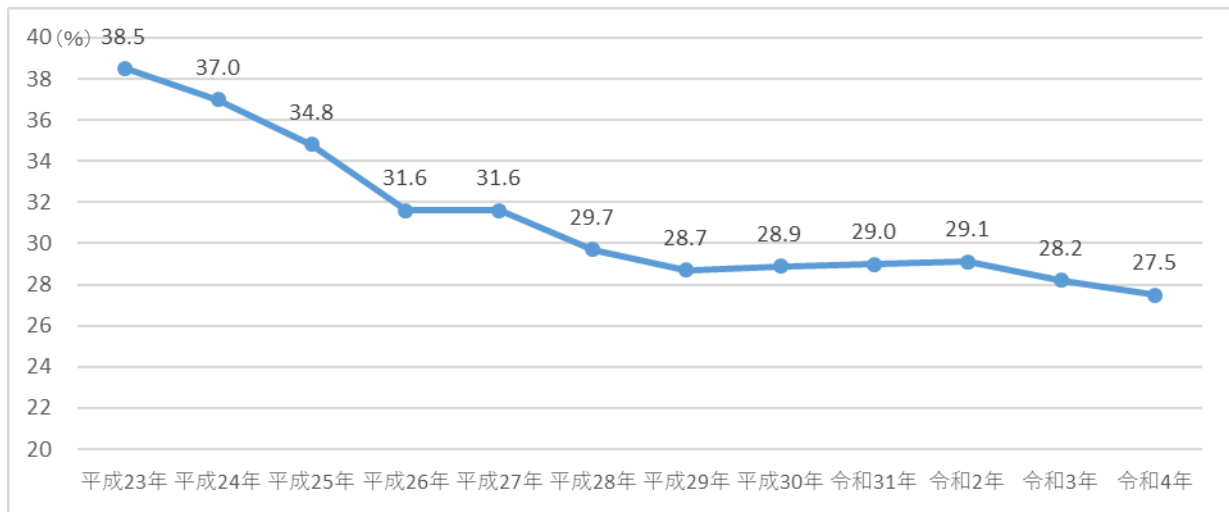
【人事課】 など

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値(H29)	現状値(R4)	目標値(R9)
管理職に女性を登用している民間企業の割合	事業所アンケート	46.8%	47.0%	50.0%

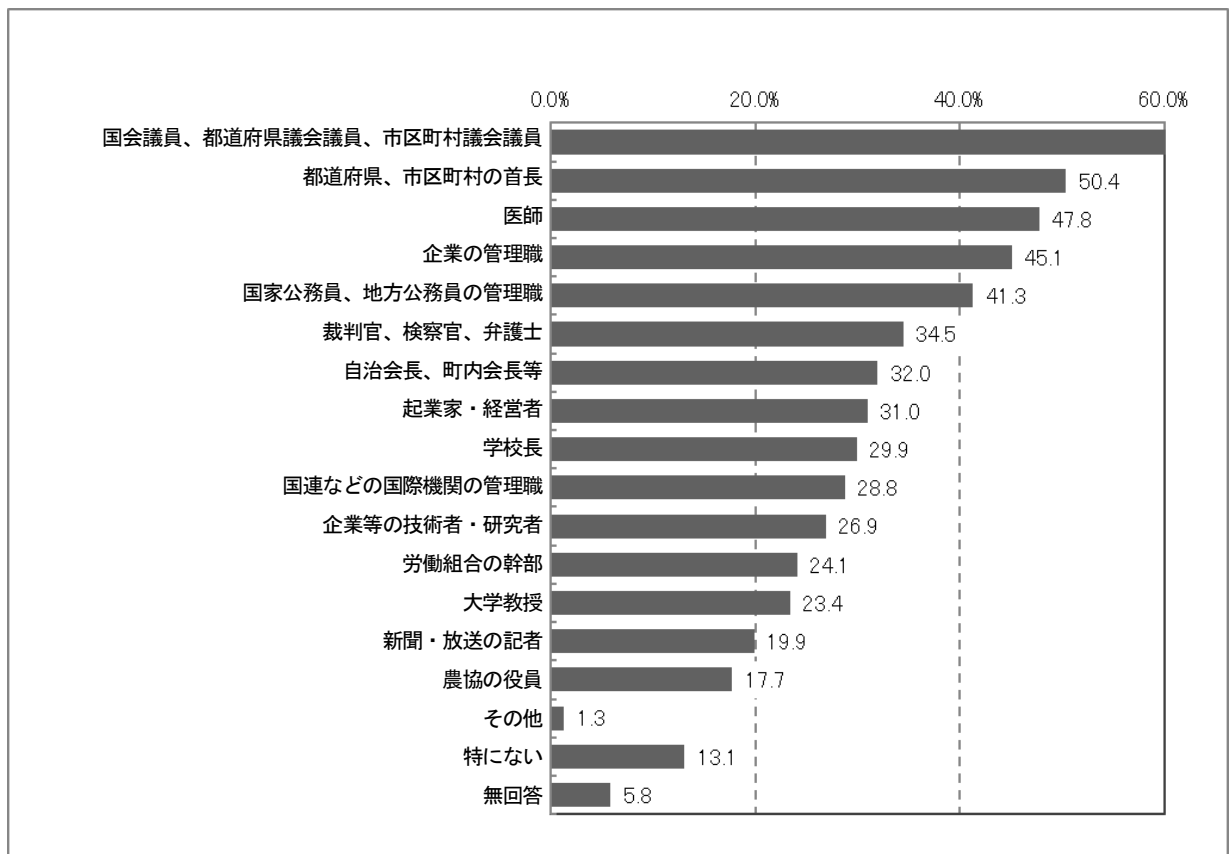
市の審議会等委員の女性登用率の推移

【資料：男女共同参画推進センター】



女性の進出を望む職業や役職

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



第3章 計画の推進

男女共同参画社会を実現させていくためには、行政が中心となって関連施策を展開させることはもとより、全ての市民、事業者及び地縁団体等が、それぞれの立場で主体的に男女共同参画に取り組むとともに、あらゆる分野において、互いに連携・協力しながら推進していくことが大切です。

1 庁内推進体制の整備・充実と連携強化

本計画の実施に当たっては、関係部局相互の連携の下、全庁的に総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、関係部局においては、計画の趣旨を踏まえた施策の展開を図っていきます。

2 市民、事業者、地縁団体等との連携・協働

行政だけでなく地域全体で男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていく必要があることから、市民・事業者・地縁団体等との連携・協働を図っていきます。

3 関係機関との連携強化

各施策の実施に当たっては、必要に応じて国・県を始めとする関係機関との情報共有を図ることなどにより、それぞれの実施主体が中心となって、連携・協力しながらより効果的に取組を進めていくよう努めていきます。

